（法第83条第２項の規定による通知の状況）

12．事業主が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件　　数	移　換　金　額
	人	円

（備考）

当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。

13．年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 / 掛金総額区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							